

学習院大学トレーニングルーム使用規則

1. 施設使用資格

次に掲げる者のうち、所定の講習を受講し、使用の許可を受けた者が、トレーニングルーム（以下「本施設」という）の使用資格を有する

- 一 学習院大学学生（大学院生・研究生等も含む）
- 二 学習院大学特別聴講生
- 三 学習院女子大学学生（大学院生・研究生等も含む）
- 四 学習院教職員（長期アルバイト職員を含む）
- 五 スポーツ・健康科学センターおよび学生センター学生課（以下「学生課」という）が特別に許可する者

2. 使用の形態

個人使用とする

ただし、スポーツ・健康科学センター開設科目（雨天等による臨時的使用時も含む）を優先する

3. 閉室日

- 一 日曜日、祝日（休日開講日を除く）
- 二 冬期休業日
- 三 入学試験等学内入構が禁止されている期間
- 四 スポーツ・健康科学センターおよび学生課で協議の上、前3項目に関らず変更することがある

4. 開室時間

- 一 授業開講日 9時00分より20時30分
- 二 授業開講日以外の日 11時30分より19時30分
- 三 スポーツ・健康科学センターおよび学生課が必要と認めたときは、前2項目の時間を変更することがある

5. 使用許可の取り消し

スポーツ・健康科学センターは、本施設の運営を妨げる事情が生じる恐れがあると認めたときは、所定の手続きを完了した使用希望者に対して、使用許可を取り消すことがある

6. 遵守事項

- 一 常に安全に留意すること
- 二 インストラクター及び担当教員の指示に従うこと
- 三 本施設を使用する際は、運動に相応しい服装および室内用シューズを着用すること
- 四 本規則に違反して事故を起こした時は、自己責任とすること
- 五 使用時間を厳守すること
- 六 火災の予防に努めること
- 七 貴重品は自己管理とし、盗難の防止に努めること
- 八 特別に許可されたエリア内及び飲料以外は、飲食をしないこと
- 九 施設、設備又は備品を、無断で移動しないこと
- 十 設備及び備品等使用後は、元に戻すこと

7. 報告義務

施設、設備及び備品を使用する者は、使用の前後に、使用の施設、設備及び備品を点検し、異常があるときは事故防止のため遅滞なくインストラクターまたは担当教員に報告すること

8. 損害賠償

施設、設備または備品を使用する者は、故意または重大な過失により施設、設備または備品を損壊したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない

9. 使用規則の改正

この使用規則の改正は、スポーツ・健康科学センターと学生課の協議のうえ行う

附 則

この使用規則は、平成15年2月1日から施行する

附 則

この使用規則は、平成15年10月1日から施行する

附 則

この使用規則は、平成16年4月1日から施行する

附 則

この使用規則は、平成23年4月1日から施行する

附 則

この使用規則は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この使用規則は、令和2年4月1日から施行する